

第四十回 参議院法務委員会會議録第二十四号

昭和三十七年四月二十六日(木曜日)
午前十一時四十三分開会

委員の異動

四月二十四日委員井川伊平君辞任につき、その補欠として大谷藤之助君を議長において指名した。
四月二十五日委員最上英子君、白井勇君、小山邦太郎君、大谷藤之助君、谷村貞治君、野瀬勝君及び中村正雄君辞任につき、その補欠として加藤武徳君、林田正治君、井野碩哉君、井川伊平君、西田隆男君、亀田得治君及び赤松常子君を議長において指名した。
本日委員千葉信君辞任につき、その補欠として山口重彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 青田源太郎君
委員 井川 伊平君
亀田 得治君
井野 碩哉君
西田 信一君
林田 正治君
高田なほ子君
赤松 常子君
辻 武雄君

政府委員

警察庁警備局長 三輪 良雄君
法務省訟務局長 浜本 一夫君
最高裁判所長官代理人

最高裁判所事務
総局行政局長 仁分百合人君
事務局側
常任委員 西村 高見君
会専門員 杉本 良吉君
説明員
法務省訟務
局参事官

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○行政事件訴訟法案(内閣送付、予備審査)

○行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(労働争議に伴い発生した暴力事件の処理に関する件)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告申し上げます。

四月二十五日付をもって野瀬勝君、中村正雄君が辞任され、その補欠として亀田得治君、赤松常子君が選任されました。

本日付をもって千葉信君が辞任され、その補欠として山口重彦君が選任されました。以上であります。

○委員長(松野孝一君) 理事の補欠互選を行ないます。

日には、理事井川伊平君も一時委員を辞任され、理事に二名の欠員が生じておりますので、この際、その補欠互選を行ないます。互選の方法は、慣例により、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。それでは私より、亀田君の補欠として亀田得治君、井川君の補欠として井川伊平君をそれぞれ理事に指名いたします。

○委員長(松野孝一君) 行政事件訴訟法案及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。前回に引き続き質疑を続行いたします。前回に引き続き質疑を続行いたします。

○井川伊平君 最高裁判所のほうにお伺い申し上げますが、ただいま議題となっております法案の第二十七条には、「第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができ、執行停止の決定があつた後においても、同様とする」という規定がございますが、このことについてお伺いするものでありますけれども、先般当局側に御質問を申し上げた内容に、すでに司法裁判所の事件として行政処分が

取り扱われている以上は、内閣総理大臣がその裁判所のなそうとしておる、あるいはないした執行停止の決定に異議を言うというところは憲法違反、裁判官は法律と憲法と良心に従つて自由にできるのだと、この原則に反することになるのではないかと趣旨の問いを試みたのでありますが、それに対しては政府側のお答えは、元来、行政処分の執行を停止するという事柄自体は行政の事務の範囲に属するのだ、それだからして、その行政の事務に反することであるがゆえに、総理大臣がそれに対して異議を言うことは少しも差しつかえないことである、司法裁判所が執行停止の決定ができるということ、は、行政処分に対する決定ではあるけれども、法の委任によつて司法裁判所がそういうことができるのであるにすぎないのだ、だから、本来の行政処分の内容になつていてから、行政処分の内容に問題があるから、執行停止に異議を言うというところは、憲法違反にも何もないという趣旨のお答えであつたのでありますが、もしこの先の政府側のお答えを私が間違つて解釈してゐるならば、この際正を願ひなればならぬけれども、そういう趣旨であつたように私は考えるのだから、裁判所はこの点どう考えるか、こういうことをお伺い申し上げたいと思ひます。

昭和二十八年だつたかと記憶いたしました、すでに最高裁判所の大法廷におきまして、総理大臣の異議という制度が合憲であるということを前提とする判決がなされてゐるのでございます。はつきりした理由は示してゐなかつたように記憶いたしますが、私どもも、憲法に違反するといふふうには考えておらないのであります。

○井川伊平君 たいへんその点は、きりいたして参りましたから、次に移りますが、司法裁判所の裁判官が終局判決をなすに適當するだけの証拠の調べがないうちに、その事件に関する執行の停止の決定をするという、この場合には、単に、疎明の審査はするであらうけれども、それらの疎明の審査をするというにとつては、まだ終局判決をなすには至らないという段階におきまして、当事者の申請または職権によつて執行の停止をするというふうな場合は、これは、終局的には間違ひがなければ、絶対的の確信が持てるという、そういうふうな考え方、言いかえれば、絶対的の確信が持てるという、そういうふうな考え方、疎明の資料の上で一応そうしてよろしいという、そういうふうな考え方から執行の停止が決定されるのではないかと、思ひますが、どの程度の自信を持つて、執行の停止をする場合には行なうものであるか、この点に關しますお答えを聞かしていただきたい、こう思ひます。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 結局、証明と疎明との關係にな

るかと思ひますけれども、疎明ということになりますと、申し上げるまでもございませぬけれども、証拠方法が非常にせびめられるわけでございまして、したがって、絶対確信が持てるという証明の程度よりはるかに低い心証で処置できるというように相なるかと思ひます。

○井川伊平君 行政庁が処分をしたという事は、十分の研究の結果した処分でありましようが、それを最後の確信を持っていない程度におきまして裁判所が執行停止することには、よほど御留意と申しますが、注意深いものがなくてはならぬと存じますが、しかし、注意深くしても、終局判決をするに足るだけの全部の資料というものは調査ができていないという段階ですね。そういう場合に、行政庁の最後の責任者である総理大臣から異議を言われるというふうなことがあったという場合に、裁判所はどういうふうに感じましようか。感じ方ですね。総理大臣の異議の受け入れについての心理状態はどういうふうになるかという、むずかしい問題かも知れませんが、承つておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 私、直接異議を受けた経験もございませぬし、各個の裁判官個人によつても違ふのじやないかというふうな考えますので、どういう受け取り方をするかというのを申し上げるのとは、ちよつとむずかしいのじやないかというふうに考へております。

○井川伊平君 もう少し、じや碎いて申しますと、裁判官といえども、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある、こういうことを認定すれば、執行の停止はしてはならぬことは申すまでもない。また、総理大臣のほうの異議も、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるという、同じ事柄についての異議なんですから、そういう公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると総理大臣は主張する、裁判官は疎明資料によつてはそこまで考えられないという、意見の相違でありましよう。意見の相違の場合に、何の感情もないということでは、何らかの自分には、どういふふうな受け取り方をするか。仕方がないからやるのだというのか、自分たちの調査の範囲は終局的な研究でない、終局的な研究をしたと思はれる行政庁の最高府であるというところの総理大臣が言うのは当然であると、こう考へるのか、あるいは司法権の侵害であるといったような不満を感じるのかというふうな、そういうことを聞いておるのです。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) その点につきましては、やはりあまり愉快な感じは持たないかもしれなと思ひます、端的に申しまして、ただ、人によつていろいろ程度の差はあるかと思ひます。

○伊川伊平君 それじや、その点はその程度にいたしまして、これは聞かなくてもわかっている問題かも知れませんが、確かに意味でお伺ひいたしますが、裁判官が行政処分に関しする行政事件を扱つて、最後の終局判決を与えるという段階において、そのさきに執行の停止を裁判官がみずからした場合、あるいはなそうとした場合、この両方の場合のどれかがあった場合に、終局判決をする場合、その判決に影響を及ぼすか及ぼさぬか。終局判決については、違法の事実を確かめたとしても、ときによりましては、その処分を取り消しのできない場合がある、そういう点から考えまして、内閣閣理大臣の異議の申し出、それから、あるいは裁判所の申請に基づきもししくは職権をもつてなした執行の停止、こういうことが中間にはさまつておる場合に、終局判決をするときに何らかの影響があるものかないものかというのを確かめたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 私は、影響はないものと考へております。

○井川伊平君 それは過去においてもなかつたし、将来もそういうことはあり得ないと思ひます。そういうことにはなつたと聞いてよろしうございしますか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) さうでございます。

○伊川伊平君 これは、一つの裁判所内部の空気、この問題に關しまして裁判所内部の空気といふことが、まあそういうふうなことがあるかないか知りませんが、あるとすれば、お聞きしたいと思ひますのであります。内閣閣理大臣の異議など言つてもいいか、この異議など言つてもいいか、それは、司法の独立の観点から、そういうふうな観念が一部においてはできてくるのだらうと存じますが、そういう空気があるかないか。もう一つ、こういう問題は、非常に行政面に触れております関係から、世論がやかましい、執行を停止

したほうが世論に合うか合わないか、あるいはその処分の効力を存続せしむるほうが世論に合うか合わないかという、こういう事実問題がでてくる。その場合において、終局的な資料の収集まで至つていない裁判官としては、その最後の責任までは背負いたくない、こういうふうな考えから、そうした行政上の責任は内閣閣理大臣に背負わせればいいじやないか、だから、総理大臣に干渉してもらつたほうが司法裁判所としてもやりやすいと、こういうふうな考え方もあるかと存じます。それで、そういう対照的な考え方を今、二つ申しましたが、そういうことについて判事諸公の、何と申しますか、一つの空気が流れたものがあるかないか、あるとすればお聞きしたい、こゝろ思ひます。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) ただいまの点でございしますが、行政事件訴訟法の改正要綱の試案、これは小委員会の案でございしますが、これが公表された後に、私ども、各片の意見を聞いたことがあるわけでございします。その際出ました数字でございしますが、反対意見が二十八、無条件賛成が六というふうな数字になつております。

○井川伊平君 ただいまの賛成反対の数字ですね、これは、反対が二十八で賛成が六だと言ひました。反対はどういう理由か、その理由を聞かないで、ただ反対という結論だけを付したのですか。あるいは反対の理由を付したとすれば、理由が幾つくらいに分類されますか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 特に理由を徴したわけではございませぬ。ただ、回答を寄せました者の中に、若干理由を付した者もあつたように記憶しております。

○井川伊平君 それでは、当時の裁判所の見解としては、裁判官の反対の理由はどういう点にあったというお見通しでございしますか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 多少私どもの推測もまじるかも知れませんが、即時抗告の制度が完備したから、それで一応まかなえるのではないかと、それから、司法権に対する侵害というふうな気持、あるいはまた、総理大臣の異議が乱用されはしないか、そういうおそれ、大体三点に帰着するかと思ひます。

○井川伊平君 先ほどのあなたの私に對するお答えには、総理大臣の異議の申し込みは司法権を侵害しないという趣旨に對してのお答えであつたように思ひますが、この点はどうか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 憲法には違反しないということでございます、先ほど申し上げたのはこれは、最高裁判所の大法院でもそういう判決を下しております。ただ、裁判所のやつたことに異議が出たために、それを取り消さなければならぬというの、何か侵害を受けるような感じがする、そういうことだらうと思ひますが……

○井川伊平君 そうしますと、この反対をなす方々も、総理大臣のこの異議は憲法には違反しない、憲法上の司法権の侵害ではないという見解はとつておられるけれども、事実上裁判官が扱つておる、こゝから干渉してもらいた

くないという、そういうような希望から、司法権の侵害になるといったような言葉で表示したにすぎないのだ、こういうのですね。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) さようでございます。

○赤松常子君 ちよつとこの問題に関連してでございますが、今、憲法に違反しないとおっしゃっていらつしやいます、いろいろこの解釈があると思ふのです。一応外国には、こういう最高元首が司法裁判にこういう場合に執行停止をお命じになるといふことがございますか、いかがでしょう。外国の例をお知らせ下さい。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 私の知識の限りでは、こういった事例はないように聞いております。

○赤松常子君 どうも私、その点が納得いかないのでございますが、たとえば、従来ともこういう内閣総理大臣が執行停止をお命じにならねばならぬというふうな事態、それがあつたのかどうか、たとえば、今予定されているそういう事態というものは、一体どういふ事態でございましょうか。その予想があつて、この二十七条ができたと思ふのですが、どういふ事態を予想して、内閣総理大臣の権限というものをこういうところまで拡張されたのでございましょうか。

○政府委員(浜本一夫君) ただいまの赤松委員の御質疑は、おそらく私のほうに向けられた御質疑であると思ふので、お答えいたしますが、特に本法案で内閣総理大臣の権限を拡張したといふことではございませんで、実は、現行行政事件訴訟特例法にも、同じく十條に内閣総理大臣の異議という

制度がございます。ただ、今最高裁判所のほうからお答えになりましたように、やはり私どもの知る限りにおきましては、これと同じ制度は外国にはないようであります。どういった場合を予想するかというお問い合わせでございますが、私どもが従来経験いたしましたところを申し上げます、まず第一番に、最近実は具体的な事案があつたのであります、市町村の分合もしくは境界の変更に関する行政処分につきまして行政訴訟を起して参りまして、執行停止を求めるので、さような場合に、裁判所がそういう執行停止をされ

ますと、ときあたかも選挙が間近に迫つておるといふような場合に、選挙に関する事務を全部やりかねなければならぬ、それが時目的に間に合はないといふことで、その地域に関する限りは予定された選挙が執行できないというふうな事態が起きる場合が考えられます。現実、最近にそういう事案があつたのであります。まだそのほかにもいろいろ考えられるかと思ひますけれども、私どもが最も憂慮いたしましたのは、さような場合が考えられるので、やはり行政事件訴訟特例法を改正するにあつても、この制度は制度として維持する必要があるといふふうに考へて、存置することに案をきめたのであります。

○赤松常子君 ちよつともう一点だけ。従来、何件くらい内閣総理大臣の異議の申し立ての事例がございましたでしょうか。

○政府委員(浜本一夫君) ちよつと私、どさくさで、正確な資料をここに持参いたしておらないのですが、すでに御配付申し上げてあります資料に詳

しくあります。それをごらんいただき、ますとわかるのであります。最近ではあまり事例がございません。行政事件訴訟特例法が施行されました冒頭のころには相当数ございまして、今から顧みますと、私どもが見ましても、かような事件には異議を申すべきでなかつたと思はれるような事案にも異議を申し立てておるような事例がござい

ます。最近ばかりで自衛隊をいたしまして、真にやむを得ない以外には異議を申し立てておらぬつもりであります。

○赤松常子君 これは、今拝見いたしました次第で、申しわけないのですけれども、いろいろ事件の内容が異なつておるわけでございますが、これをちよつと拝見しましただけでも、何か私は、異議申し立ての乱用が行なわれるような危懼を抱くのであります。今おしやつたような都市の合同ですか、そういうことよりもっと、長崎市長の免職処分であるとか、あるいは神戸市長の免職処分であるとか、人権に関することもさまざまござい

ます。そういうことがはつきりここに明記されてあると、私は乱用されるおそれがないかといふことを非常に心配するのであります。その点についての危懼をどういふふうにして御説明なさいますのでございましょうか。

○政府委員(浜本一夫君) ちよつと先ほど私が申し上げましたとおりなんです、何と申しますか、異議申し立てについて行政慣行といひますか、私どものほうの慣行が確立していなかつたからい

ら要求がある場合に、それを検討する、ふるいにかけることが少し甘かつたきらいがあるかと思ふのであります。昭和二十六、七年のころであつたと思ひますが、これの資料を御提出申し上げてあるはずであります、その点に關して反省を加へまして、特に次官會議の議題といたしまして、この内閣総理大臣の異議の申し立てについて、所管の省の大臣と、それから法務大臣との協議に基づいて、その連署で内閣総理大臣に申請をする、そういう手続を経なければ申し立てられないといふ申し合わせを作りまして、それ以後は、そういう嚴重なふるいにかけることにいたしましたのであります、私どもは、そういう申し立てから、そういう行政慣行が確立されてから後は、私は乱用にはおたまるものはないといふふうに考へておるわけでありまして、

○井川伊平君 これはどなたでもお答え願ひたいのですが、西ドイツでは、今日でも司法裁判所のほかに行政裁判所が設けられておると聞いておりますが、この点はいかがでござい

ますか。

○政府委員(浜本一夫君) 私もさうに承知いたしております。

○井川伊平君 その西ドイツで、行政訴訟の裁判所が司法裁判所から独立して存在しておる場合には、その行政裁判所の行政訴訟においては、処分の効力を停止するといふようなことを行政裁判所が決定しようとするときに、ドイツの最高の行政担当者がそれに待ったをかけることはできないのですか。

○説明員(杉本良吉君) ただいまの御質問の点でございまして、ドイツにおきましては、日本と建前が違ひまして、先ほどのとおり、行政裁判所がこれを執行停止といふような制度で運用いたしておりますが、ただ、その執行停止と申しまして、ドイツの場合と日本の場合とは違ひるのでございます。

ドイツのほうでは、一応訴訟が提起されまして、執行は原則として停止されまして、その停止が、その停止になりまして、不都合があるといふことになつた場合に、今度は、大臣が執行をしないかめといふ執行命令を出すわけなんです。その執行命令につきまして、裁判所がそのいかに悪いかといふことを判断するといふことになつてお

ります。日本はこの案でもさうでございまして、日本のほうでは、一応二十五条の第一項で、その執行の停止をしない、訴訟の提起は執行の停止をしない、そういう建前です。それで、ある要件になつた場合には、今度は裁判所が執行を停止する、こういうふうでございまして、ちよつと建前が違ひ

うわけでございます。

それからもう一つ、これは当然のこととでございまして、これは、行政裁判所といふ、そういう性格から当然のこととでございまして、これは、構成などについて私詳しいことは知りませんけれども、日本のように、純粹の司法裁判官が裁判をするといふ建前ではござい

のことは直ちに出不いといふように思ひわけでございす。

○井川伊平君 今のお話のうち、さらに一つ承つておきますが、ドイツの行政裁判所は、法律では行政処分執行力を停止させるが、それを逆に、執行の効力を生ぜしめるために、今異議の申し立てができることを聞きました。が、裁判所の職権によりまして、あるいは当事者の申請によりまして、法律とは違つた内容になる、処分の執行を進行せしめる、そういうことの決定もできるのですか。言いかえれば、そうしてこれという政府の申し出のあった場合のお話もありましたが、申し出がなくとも、職権でもできるのか、あるいは当事者の申請のあった場合はどうなるかと、こう聞いておるわけですか。

○説明員(杉本良吉君) 私の今御説明申し上げた趣旨がばく然としておりまして、補足したいと思ひますが、ドイツのほうでは、訴えの提起がございまして、法律上当然に執行は停止されるという、そういう建前のようでございます。それで今度は、法律上当然に執行停止されまして、困る場合には、各行政府の長官が執行命令を出すわけでございす。それで、その執行命令のいゝ悪いということとはまた裁判の対象になるのでございす。が、裁判所が判断することになるでございまして、いゝけれども、いわゆるその法律によつて、裁判所の手をわざとわさないで、法律によつて当然に執行が停止されるという建前をとつてゐるようでございます。

○井川伊平君 よくその点わかりました。ありがとうございます。

○政府委員(浜本一夫君) ちよつと

私、先の赤松委員の御質問に対するお答えをもう少し補充したいと思ひのであります。私が先ほど申し上げましたのは、現行行政事件訴訟特例法のものにおける状態を申し上げました。で、なお、本法案によりまして、御承知のように、第二十七条には、第六項というものが新設されております。この法案が施行されました場合には、そういった単純に行政執行だけからではなしに、総理大臣はやむを得ない場合でなければ異議を述べることとはできませんし、また、異議を述べるときには、次の常会において国会にこれを報告しなければならぬことになつておりますので、そういった方面から

も、まあ有効に、乱用がないように担保されておるといふに私どもは考へておる次第であります。

○赤松常子君 どうぞその乱用のないようにとつて重ねて私要望したいのでございす。今までの事件の内容を見ますと、今あなたのおっしゃつた市町村の統合問題は、いつからいつまでございまして、これにはなくて、県会議員の懲罰決議であるとか、県会議員の除名処分に関することであるとか、こういうことまで内閣総理大臣が一々異議を申し立てておられるので、私、びっくりいたしました。これから推測しても、今おっしゃるように、第六項の条文で非常にそれが拘束されるとおっしゃつておりますが、ぜひこの乱用のないということに力を入れていただきたいと、重ねてお願いしたいと思ひます。

それから、私しろつとでございすので、この前、参考人をお呼びしまして、いろいろ勉強いたしました、その中で、ちよつと納得のいかないことが二、三ございすから、お尋ねしたいと思ひます。

この第二条の「行政事件訴訟」という項の中に、どなたでございましてか、参考人の方が、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟のほかにまだある、訴訟の方法がある。それも明記すべきだといふ言葉でございす。したので、これ以外にどういふものがあるのか、それを明記なさらないか、ということとは、どういふ意味があるのか、お教え願ひたいと思ひます。

○説明員(杉本良吉君) 今の御質問の点でございす。たしか前回は参考人が意見を述べられた中に、大体今おっしゃいましたような趣旨の御意見が出たと思ひます。その意見は、私どももよくわからなかつたわけでございますけれども、程度するところによりまして、第二條は、この法案では、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。というふうに、この四つの型にきつちと分けてしまつて、ゆとりがないのではないかと、もう少しゆとりのあるように、広く規定したかどうかという御意見で、結局立法技術的には、一応やはり抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟その他の公法上の権利関係に関する訴訟をいうと、こういうふうに、ゆとりを持たした定義の仕方のほうがいいんじゃないかといふ御意見ではなかつたかと私は思ひます。ところが、そういうことになりまして、立法技術的におかしいことになるわけでございます。この案の第二条の中にあります民衆訴訟の中には、実はいわゆる納税者訴訟とい

ひまして、地方自治法の二百四十三条の二といふところに出ておりますが、その中には、実は公法上の権利関係に関する訴訟でないものがまぎつてゐるわけでございます。そういうものも、この法案では行政事件訴訟ということにしてゐるわけでございます。したがつて、この定義は最大限に広く定義してゐるわけでございます。少しもゆとりがないような、狭い解釈の定義の仕方をしてゐるわけじゃございせん。

それからもう一つは、そういうふうな、その他公法上の権利関係に関する訴訟といふことになりまして、この第四条をごらんになっていただきますと、その他「この法律において「当事者訴訟」とは、云々とありまして、「公法上の権利関係に関する訴訟をいう。」

こういう定義づけになつておりました。それはどうも繰り返してしまつて、もうようで、第二條といたしましては、定義づけの体をなさないことになつてしまつたわけでございます。それで、立法技術的なことを申し上げて恐縮でございますけれども、今言いましたような観点から申しますと、この法案でそういう窮屈にしたとか、あるいは行政事件の範囲を狭くしたといふようなことには絶対ならないといふふうに考へております。

○赤松常子君 では、ここに書いてある以外の訴訟事件、はみ出た訴訟事件はほかの条文で救われる、取り上げられるといふふうにこれはできてゐるのですか。これは私、しろつとでございまして……。

○政府委員(浜本一夫君) その点、御理解願うためにもう少し、何といいま

すか、違つた、裏から御説明申し上げますと、行政事件訴訟であります。は、すべて第二条にあげております。当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟を除くそれ以外の考えられる訴訟で行政事件訴訟と申しますのは、第三条の第一項の抗告訴訟に当たることに概念上なるのでありまして、それを一々第二条で拾ひあげる必要はないと私は考へております。つまり当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟以外の考えられる訴訟で行政事件訴訟と申しますのは、この定義から申しますと、三条一項の抗告訴訟にすべて含まれると考へてゐるのであります。

○赤松常子君 第三条の第五項でございすけれども、こゝでも、少し参考人の御意見の中で私に落ちないことがございまして、それは、「相當の期間内にならぬ処分又は裁決をすべきにかかわらず、これをしないことについての違法の確證を求める訴訟をいう。」裁決をすべきにかかわらず、それがなされなかつたといふことに対して損害を受けたとかいふ場合の救済はどうなるのでございまして、これが一点。そしてこれをもちと義務づける、これをしないことについて、ということではなくて、これを義務づけるといふような拘束は必要ではないでしようか。この二点でございす。

○政府委員(浜本一夫君) 第三条の第五項に関連しまして、本法では、こういった不作為の違法確認の訴えといふものを一つ類型を示しまして、本法案では、その類型についての規定を置いてゐるわけでありまして、およそ行政庁の違法な不作為に基づいて損害を受けたといふ場合には、別に、本法案と

せんで、お尋ねがありますので、急に聞かだけのことを調査をいたして参りましたので、不十分な点が多かろうと思います。わかっております範囲でお尋ねにお答えをいたしたいと思ひます。

言葉のとおり、一月の二十七日から、月給制とか三千円ベース・アップ等の七項目を要求いたしましたして、団卒を重ねておたうでございます。お言葉のとおり、おそらく労使の間でいろいろとげとげしい気分もあったのか

ましまして、一月の二十八日に、労働組合の数名の者が、非組合員であります者に対して、組合結成について社長に密告したというところで殴打をしたということ、それから、二月一日には、社

であつたということで断つたところが、まあ言葉のやりとりであつたのでしよう。その社長の実弟を組合の責任者でございませうか、なぐつたということがある。さらに、越えて二月二十四日になりまして、社長の実弟これは工

場長のようでございますが、これが漁視をいたしておりますときに、惣業をしておると見て、そこで、班長に注意をいたすべく、二階の更衣室に行ったところがすでに一時を過ぎている時間に入食中であつたということで、これ

日の夕方、かねて社長から、就業規則違反は始末書を取れと、こう言われておったということで、夕方、その班長に始末書を出せと言ったことから、これも言葉のやりとりがいらいゐるあつたのでございましょうが、日論となつ

五

て、現場に居合わせた他の執行委員がその社長の実弟を突き飛ばした。それに、仲裁にはいったさらに下の弟がおるようですが、その者に対して、三名で二週間の傷害を与えたという事件が起こつておるのでございます。その最後の事件に對しまして、三名を二十八日に検送致をいたしまして、これは法務省からお言葉があるかと思ひますが、略式で罰金刑に処せられておるようでございます。それを理由といたしまして、四月の三日に、この三名を含みます七名というお言葉でしたが、私も聞きましては八名と聞きましてはたけれども、それを就業規則違反という事で解雇をし、それが原因でございまして、ストに入つておるといふことでございます。さらに、その後、四月三日以降に起きました問題として、四月六日に、朝の九時四十分ごろ、工員の一人がふろにはいつて鼻うたを吸つておるのを社長が発見して、この時間に入つておるのは就業規則違反だといふことで、引き出して顔を殴打した。口の中に若干の傷をつけた。と同時に、その工員は、社長の弟が社長に手助けをしたといふことで、弟のほうを突き飛ばして、これに傷害を与えたといふことで、これは、社長と工員との両方を、任意でこれを調べまして、四月の十五日に地検に書類送致をしたといふようなことが起こつておるのでございます。先ほど申しましたように、工場の闘争の状態、つまびらかにいたしませんけれども、こういった、ずっと経過を見ますという、関係者がいずれも若い方でございます。二十才前後、あるいはまあ執行委員と申しまして、少年の方

もあるようでございます。また、いわゆる町工場のように思われますので、労使の間も、組合団交というふうなことに不なれであるといふこともあるかと思ひますが、お言葉のように、いろいろそういった意味での感情の対立があるように推察されるのでござい

ます。

○亀田得治君 御報告のあった点に關連して若干お聞きするわけですが、四月六日ですが、今御説明のありましたけんかにつきまして、社長並びに工員の双方を任意で調べておるといふわけでありまして、傷害を受けた工員といふのは、小川という執行委員のほうですが、その点は、あなたのほうでわかつておられますか。

○政府委員(三輪良雄君) 受けましたのは、執行委員といふことはここにございせんが、組合員の小川という人でございますから、執行委員であるのかどうかといふことはつまびらかでございせん。

○亀田得治君 まあ同じ小川ですから、おそらく同一人だと思ひますが、その小川君が五日間の傷害を受けておるわけですか。そこで、小川君のほうに警察に参りまして、なぐられた事情といふものを話をしたんですかね。ところが、警察の取り調べ方といふものがいかにも片寄つておるといふことを非常に憤慨して訴えておるわけなんです。たとえば「工場長とたたかたが あつたことについて申し述べます、」こ

うふうに冒頭にこちらは言うところですね。そうすると、警察のほうの書類の書き方は、「私は工場長に傷を負わしたことについて述べます、」こ

うふうにすりかえられておる。それから、小川君は暴力をふるつたほうじやなしに、これはふるわれたほうなんです。したがつて小川君は、「私は暴力をふるつたことは絶対ありません、」こ

うふうに言うておるのに、調書では、「私は暴力はふるわなかつたと思ひます、」こ

うふうに、何か小川君と工場長の関係といふものをこ

とさらにあいまいにしている。この場合は、今御説明がありましたように、あるいは組合員、工員の中のかれが会社側の手に手出しをしたのかもしれせん。そのことは私は聞いておりませんが、あなたの今の御報告ですと、そういうふうになつておるようですね。その関係は私は知りませんが、ところが、それに関連して、社長が小川君をなぐりつけておるわけなんです。小川君としては全く迷惑な話なんです。したがつて、小川君との関係では、社長の暴行といふものは、これはもう明確なんです。そこを、小川君はむしろ被害者、証人として言つておるのに、何かこ

う小川君を含めて、全体として工員たちのほうに不穏なことをやつておる、だから小川君、お前も飛ばつちりを受けたんだと感ぜられるような調書の取り方をやつておる。この点は、都會議員の大沢君がその後抗議に行つたようでありまして、何か問題が起きましたも、両方手出しすれば、こ

こちが悪い、たとえば、御指摘になつた二月二十四日の紛争ですね。これは両方やつておるわけなんです、お互いに。ところが、警察に呼び出されたのは、その二日後の二月二十六日のよう

ですが、会社側のほうは簡単にすらすらと聞いて全部帰される、こちらのほうは二週間もとめ置かれた、こ

うい

うい

うい

うい

○政府委員(三輪良雄君) これも、こ

く簡単な警視庁からの報告でございませうけれども、先ほども申しましたが、もう一度繰り返すことになりましたけれども、二十四日の午後一時五分ごろに工場長が工場を巡視いたしておりました、と、意業しておると認めたので、その班長に注意を与えようということ、二階の更衣室のほうへおそく班長を探しに行つたわけですが、同人が昼食時間過ぎておるのに食事をしておるといふので、就業時間中に困るじやないかといふことを詰問をした。ところが、かねて、就業時間中に反則をやつておる者は警約書を取つておけ、あるいは始末書を取つておけといふようなことを社長から言われておるといふことでありまして、午後五時二十分ごろに、工場の入口付近で、班長に、昼間の件で警約書を書けといふことを促したといふことでございませう。

それを聞いてそこに居合わせました執行委員の少年でございませうが、これが、その工場長ですか、実弟の胸を突き飛ばした上に、その班長がげんこで顔を数回殴打したといふのでございませう。この状況を見ていたさらにその下の実弟が仲裁に入つたところが、組合側の今申しした二人のほかにもう一人加わりまして、三人の人でこの二人に対して殴りかかり、傷を与えたと、二週間の傷を与えたと、この二人について、それぞれ二週間程度の傷を与えたといふことであるわけですが、さういふことであるわけですから、工場長なり、さらにその仲裁に入つたという下の弟の人なりも、おそく黙つて打たれるままにいたわけではございませう。そのときの格好は、まあ両方が殴り合つたといふことでありませうけれども、こういういきさつのとおりであるといひますと、これは、まあ傷害事件といひましては、加害、被害という関係はそうならざるを得ないわけでしょうし、また、その打ちかかった組合の人たちのほうには、さしてけがといふものもなかつたといひますと、一方が被疑者として立つといふことも、これは通常あり得ると考へておるのでございませう。

○亀田得治君 だから、そういう報告がされるようなことだから不公平だ、私は考へるわけなんです。といひますのは、二十四日の夕方、そういういきさつから紛争があつたことは間違いないのですが、この工場長が始末書を書けといひまして、そうして副委員長の組合員のジャンパーを破つてゐるのだから、そこからけんかが起きたわけなんです。しかし、その段階では、まだそんな刑事事件のようになんかじゃないうけでして、同工場長のほうは、今度は、けんかから表へ出いと、若い者に負けるかと、一対一でやろうといふようなことを口ばしり、そこにまた専務が来て、けんかならひとつやう、まあこの辺のところは全くおかしいことですから、ともかくさういふ調子なんです。それで、専務、工場長、そして組合の役員三人一緒になつて、こうみんな見ている所でやつてゐるのです。だから、さういふものを、さうしてそちらに都合のいいところだけをとり上げておると、事件を、はなはだこれは、扱い方として不公平だと私は思ふのです。で、組

合員のほうにけがが實際なかつたかどうか。おそくはつきりしとらぬのだけれうと思ふ。私たちは、けががあつたことも聞いておるし、ジャンパーが破られたことも聞いてゐるわけなんです。まあこれは、あなたも現場を見ておるわけじゃない。私も見たわけじゃないから、なかなか報告書だけでは判断のしにくい点がありますが、さうしてそのほかにもいろいろ問題があるようです。あるようですが、この会社がですね。赤羽警察署とのどういふ平生からこの関係にあるかと、さういふ点ですね。これを実はあなたに特に注意は、ことしの一月二十五日ですか、日はつきり書いてありませんが、赤羽警察の警官が二、三人会社に来て、さうして社長らと一緒に酒を飲んで、裸踊りまでしてゐた。それから、警察官が会社に来て、ビールなどを飲むようです。これは、ときどきあるようですね。これは日は書いてありませんが、うか、さういふときに、警察をやめたら、ひとつ会社の守衛になつたらどうか、さういふようなことを会社ものが口ばしつておる。それから、昨年の十一月ですが、社長とやはり赤羽警察署のもの四人くらいが料理屋で酒を飲み歩き、また帰りに、ビールも二軒ほど飲み歩いた、さういふ関係にあるわけなんです。それから団体交渉のときなども、警察にはちゃんと手を打つてあるのだ、警察は自分らの思ふとおりにするのだ、さういふ意味のことをときどき言われるやうです。私がいたいた陳情書には、それは書いてありませうが、口頭でさういふことを言つておりました。だから、非常にさういふ点

も憤慨してゐるわけなんです。なるほど、両方殺氣立っているから、それは、こちらでも多少手出しをする場合もあるのだから、また向こうもやり返してくるかと、思ひますが、さういふ問題の処理をするものが今私が申し上げたようなことがあつては、これははなはだ疑惑を持たれるし、また、さういふことが言われるようでは、なかなか公平な取りさばきは實際問題として、はむずかしいと思ふ。さういふ点は、あなたのほうでは全然お知りにならないわけですか。

○政府委員(三輪良雄君) 私のほうは、先ほど申したように、急なことで、そこまで調べていくゆとりがございませう。お言葉で初めて押聴したわけですが、現に争議が行なわれておる一方と必ずしも飲んだといふことでもない、それ以前のことか、らのお話のようでございませうが、しかし、いづれにいたしましても、警察官が工場に行つて酒をこちそうになるといふようなことは、これはもう、望ましくないことは申すまでもないこととございませう。さういふ意味では、誤解を受ける点があれば、これはもう重々遺憾なことだと思つております。よくその点は取り調べてみたいと思ふのでございませう。ただ、これは、事情に即さないでさういふことを申して恐縮ですけれども、問々、対立する争ひの場合には、何か一方だけが不利な扱いを受けてゐるやうに思はれる。さういふ意味で、相手方と警察官との関係が特に深いのだといふようなことを言われる例がしばしばございませう。私のほうもさういふ先入観なしに調べてはおりますけれども、一方側のお言葉

のとおりというふうを受け取つていただけに、こちらのほうでも御調査をいただければ幸いと思ふのでございませう。

○亀田得治君 それは、私もたえずさういふ紛争などの相談を受けたり、判断もしなければならぬ立場ですから、できるだけさういふ、一方的にならないやうなつもりで聞いているわけなんです。したがつて、まあけんかなどの判断は、なかなかこれは容易に——私も見えてさういふことを申し上げてゐるわけじゃない、ただ、社長の言動なり、警察官に関する言動です、あるいは警察官がしばしば飲んで、さうして裸踊りまでしてゐた、さういふことは、私も念を押しているわけですが、その背後の気持とか、さういふことは別として、さういふ事実は間違いないのだな、あつたかどうか、いや、それは見ておるのですから間違いない、さういふことなんです。ですから、それが事件の処理とどういふふう結び付くかは別として、さういふことは私はあつてはならぬといふふうに感ずるわけですから、これはひとつお調べをお願いしたいと思います。

もう一つは、たとえば四月二十四日のできごとですが、夜、組合員の諸君が集まつておる場所があるわけですが、その電灯が消された。ところが、その電灯というのは、工場の隣に社長の家があるやうでして、そこからずっと来ておるわけですね。社長のほうでスイッチを切つて、こちを暗くしたわけですね。それで、組合員の諸君がへい越えて、何でそんなことをするのだ、電氣つけるといふことをだいぶやかましく言つたやうです。ところが

が、翌日になって、すぐ今度は公安のほうでやって来まして、そんなでかい声を出しちゃだめだとか、いや器物毀棄になるとかならぬとか、そういうことを言つて、ずいぶんおどかしやうです。組合員のほうも、そんな向こうの話だけ聞いてきて、こちらが電灯を消されてしまつてゐるのを、それに文句を言うのはあたりまえじゃないかというのでやつたわけですが、ところが、向こうの警察のほうは、ばかやろう、お前らは今度は徹底的にやつてやるといふやうなものの言い方をしておるといふのです。これでは、冷静な態度ではないという感じがするのです。もしそういうことがあつて、それが刑事事件だということであれば、これは冷静にお調べになるのは、これはまあ場合によつてはやむを得ない場合もあるでしょうが、おそらくそれは犯罪にもならないと思つたのでしよう、そんな程度のことは、そう思つたから、まあ社長から電話もあつて頼まれたから、一べんおどしてやれというやうなことで言つたのじゃないかと思ひますがね。だから、この点も真相を調べてほしい。犯罪にならぬ程度のことにつきまして、争議をやつてゐる諸君のところへみずから出かけて行つて、そういう言動を弄するということは、なかなかこれは一方的なんです。

以上、私の申し上げた点は、個々の点になりますと、なかなか判断がむずかしい。要するに、まあ非常に疑惑を持たれておるといふ点ですね。もう一つは、会社も、たとえば署のほうに手を打つてあるとか、自由になるのだとか、こういうことを組合員の前で言うわけですね。で、打つてなくて、こちら側の勢いをそぐために言つておられるのか、事実、あるから言ひのなる、これは事実そうだからという事になる、これは警察としてはたいへんだと思ふのです、実際にあることなら、ないことを言つておるなら、これは警察としても注意してもらわなければならぬ問題でしよう、はなはだ不名誉な問題ですから。こういうことが工員の間に非常な不満をかもしているわけですから、ひいては、このような行き過ぎた介入ということがなければ普通にまゝまゝていく話も、こういうことがあるもので、何か話の中心がそつちに移つてしまつて、肝心の中心の問題はそつちのけで長引いてしまふ、こういう事態にあるわけなんです。だから、ぜひこれはよくお調べを願ひまして、そして適當な機会に、今最後に申し上げた点だけはぜひ御報告を願ひたいと思ひ、もしそういうやうな疑いを持たれるやうなことがありましたら、これは嚴重にひとつ注意をしていただいて、そんな輕率な行動のないやうにこれはやつてもらわなければいかぬし、また、会社側に対しても、そんなむちやくちやなことを言ひふらすやうなことはやつぱりやめるやうに、注意もしてもらわなければ私はいかぬと思ふ。そういう意味で、ひとつよく調査をしてほしいと思ひます。

○政府委員(三輪良雄君) お言葉の数々は、みなよく記録をいたしましたから、先入感なく調査をいたしてみたいと思ひます。また、そういうことがかりにありましたならば、これは非常に遺憾なことでございますので、私はなことを確信いたしますけれども、そういう先入感なしによくひとつ調べ

て、御報告すべきものは御報告し、処置し、注意を与へべきものは注意を与へるやうにいたしたいと思ひます。

○奥田得治君 まああまりないことを確信しないで、ひとつよく調べてほしいと思ひます。

私は、この党のほうに來ました陳情書をざくばらんにあなたにもお見せしておいたわけですから、これはたゞどしく事實關係をつづつてあるわけです。言葉などは決して上等じゃありませんが、飾りけも何もない、そのとおり書いてゐるわけですから、ただ、けんかの部分なんかは、自分がやつたほうは多少忘れて書かれてゐるといふやうな点があるかもしれせん。しかし、それはまた、だれが書いてもそういうふうなおそれのある問題でして、警察官に關する点は、これは非常に遺憾だと考へてゐるのです。こういうことは、下部の警察官が一般になかなかお認めにならぬわけですから、それで、全然そんなことがないといふやうなことなら、この組合員の人たちが警察を誹謗したということにもなりますし、そういうわけですから、よく調べてほしい。そこで、どうしてもはつきりせぬというなら、これは、關係者に來てもらつて直接聞けば、現場を見てゐるわけですから、どの警察官かということはわかるわけですから、われわれとしても調べる方法はあるわけですから。しかし、あなたのほうが第一次的には總括した責任者であるわけですから、「そんなことはないと思ひますか」といふことでなしに、「あるかもしれぬ」と、めつたにそんなことを言えるものではないですよ。事実を反して言つたら、これはたいへんなことで、

そういうことを言つたり書いたりしては困るわけですから。ですからこれは、そういうことがあるかもしれぬという立場もやはり持つて、嚴正にひとつ調査をしてほしいと思ひます。これだけ要求いたしておきまして、一応この程度で終わります。

○委員長(松野孝一君) 他に御発言もなければ、本件については一応この程度にとどめて、次回は四月二十七日午前十時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時十四分散會